

「岩手県動物愛護センター（仮称）基本構想」

平成30年 4 月

岩手県・盛岡市

目 次

第1 はじめに

第2 動物愛護センター整備の基本的な考え方

- 1 動物愛護センター設置の目的
- 2 動物愛護センターの目指すべき姿
- 3 設置主体の考え方

第3 動物愛護センターが担うべき機能

- 1 動物愛護思想の普及の拠点
- 2 適正飼育及び飼主のいない猫対策の推進の拠点
- 3 生存の機会の拡大の拠点
- 4 人獣共通感染症対策・調査研究の拠点
- 5 災害発生時の動物救護の拠点

第4 動物愛護センター整備運営の方向性

- 1 保健所等との役割分担（既存施設の活用）
- 2 運営方法
 - (1) 公共施設としての運営及び民間活力の導入
 - (2) 行政事務の実施
 - (3) ボランティアとの協働
 - (4) 県民参加の仕組み
- 3 施設の性格等
- 4 設置場所
- 5 施設規模と付帯設備
 - (1) 施設のコネプト
 - (2) 配置施設の想定
 - (3) 必要な諸室の想定（区域ごと）
- 6 整備時期

第5 おわりに

(資料)

- 1 動物愛護センター整備検討協議会設置要綱
- 2 動物愛護管理に関するデータ等

第1 はじめに

近年の動物愛護思想の高まりの中、平成25年の「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下、「動物愛護法」という。）の改正、平成26年の「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」（環境省）の発足により、終生飼養、犬猫の返還・譲渡の推進、殺処分ゼロ及び動物愛護センター設置等の動物愛護施策が推進されています。

県内においても、従来から保健所による犬・猫譲渡事業、動物愛護団体等による譲渡会等の取組が行われていますが、平成20年に獣医師会等と災害時動物救護に関する協定を締結しました。この協定が締結されたこともあり、岩手・宮城内陸地震や東日本大震災津波、さらには一昨年発生した台風10号等の災害時において、ペット同行避難やペットの一時預かり等が円滑に行われ、多くのボランティアが参加するなど、県民の動物愛護の意識が高まるとともに、災害時の動物救護の重要性が改めて認識されたところです。

一方、近年の動物愛護管理行政においては、多頭飼育、高齢者や生活困窮者等の動物飼養、動物の高齢化及び飼主のいない猫の増加など様々な課題が指摘されています。

県では平成26年3月に「第2次岩手県動物愛護管理推進計画」を策定しましたが、この計画においては、動物管理施設のあり方や動物愛護業務を集約的に行う施設の必要性について検討課題とされています。

このような中、昨年、岩手県動物愛護推進協議会において、本県の動物愛護施策の方向性についての検討が行われ、平成29年11月に「岩手県動物愛護のあり方に関する提言書」が提出され、動物愛護行政を担う県と盛岡市が共同して動物愛護の教育や普及啓発の拠点となり、動物とのふれあい・体験が可能でいのちの大切さや適正飼養等を指導する機能を併せ持った拠点施設を整備することが必要である旨提言されています。

この基本構想は、岩手県動物愛護推進協議会の提言を受け、岩手県と盛岡市が動物愛護の拠点施設の整備の基本的な考え方等の必要な事項を取りまとめたものです。

第2 動物愛護センター整備の基本的な考え方

1 動物愛護センター整備の目的

平成25年の動物愛護法の改正により返還・譲渡の推進が明記され、平成26年の環境省の「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」に殺処分ゼロを目指す目標が掲げられたところですが、本県の動物管理施設は、老朽化している施設が多く、感染症対策が不十分であり、猫専用の施設がないなど動物愛護の観点から十分とは言えない現状となっています。

また、本県には、古くから南部曲り家で人と動物が共に生活する文化がありましたが、特に東日本大震災以降、災害時の動物救護や一時預かりの取組が県民にも周知され、また、犬猫の譲渡数も伸びているなど、動物愛護に関する県民の関心が高まっており、今後の施策推進のためには、拠点施設を設置する必要性が認識されつつあります。

このような状況に鑑み、動物のいのちを尊重し、返還・譲渡の推進による殺処分ゼロを目指し、動物愛護の普及啓発により、いのちの大切さや共につながり支え合う心を育む拠点となる施設として動物愛護センターを整備しようとするものです。

2 動物愛護センターの目指すべき姿

(1) 『人と動物が共生する社会の実現』に寄与する拠点施設

- ・動物のいのちを尊重し、返還・譲渡の推進により殺処分ゼロを目指します。
- ・いのちの大切さや共につながり支え合う県民・市民の心を育みます。

(2) 誰でも利用できる開かれた施設

- ・広く県民、市民が利用できる開かれた施設にします。

(3) 多様な主体やボランティアと協働する施設

- ・（一社）岩手県獣医師会や大学、専門学校や愛護団体はもとより、様々な機能を担うボランティアと協力して、動物愛護の活動に取り組みます。

3 設置主体の考え方

近年は、他府県において、動物愛護法に基づく事務を担当する府県と保健所設置市等が、共同して動物愛護センターを設置する例が多くなっており、本県において

も、盛岡市と共同で設置することで、建設等の費用の節減、獣医師を含めた職員やこれまでに培ってきたノウハウの共有、盛岡市における地域猫に関する活動などの先進的な取組の全県的な拡大が期待できるなど県民の利便性の向上に繋がるものと考えられます。動物愛護管理行政を一層推進するために、その中核となる動物愛護センターを、岩手県と盛岡市が共同して設置します。

第3 動物愛護センターが担うべき機能

広大な県土を有する岩手県にふさわしい動物愛護センターとして、次の5つの機能を担うこととします。

1 動物愛護思想の普及の拠点

動物愛護の普及啓発の拠点として、子どもたちを中心に動物の命を通じて学ぶ「いのちの教育」や動物との関わりのすばらしさを体感できる「ふれあい体験教室」などを実施する機能、疾病予防の必要性を啓発する機能や譲渡を受けた飼主の交流拠点としての機能、ボランティア活動の受け皿となり、ボランティアやそのリーダーを育成し、動物愛護活動を行っている個人や団体の保護・譲渡の活動の下支えをする機能を担います。

《実施事業例》

- ・ 動物愛護思想普及啓発イベントの開催
- ・ 教育学習「いのちの教育」
- ・ ふれあい体験教室
- ・ ボランティア等養成事業
- ・ 動物愛護活動支援事業

2 適正飼育及び飼主のいない猫対策の推進の拠点

動物を飼っている人やこれから飼おうと思っている人の相談窓口となり、終生飼養を含めたペットの飼い方教室やしつけ教室などの適正飼養講習会の開催や動物取扱業の動物取扱責任者¹への研修会の開催など適正飼育の指導の拠点としての機能を担います。

また、近年、社会問題化している飼主のいない猫対策（地域猫活動を含む。）として、不妊・去勢手術にも対応できる機能を備え、市町村や町内会等の地域と連携した活動を行います。

¹動物愛護法に規定される第一種動物取扱業者が、業務を適正に実施するために事業所ごとに選任する者。

《実施事業例》

- ・ ペットの飼い方教室やしつけ教室などの適正飼養講習会
- ・ 動物に関する相談窓口
- ・ 動物取扱業の動物取扱責任者への研修会
- ・ 地域猫活動支援（不妊去勢手術の実施や必要性の普及啓発等）

3 生存の機会の拡大の拠点

生存の機会の拡大の拠点として、保護動物に対する感染症予防対策が十分に備わった飼養施設を備え、獣医師会や大学等との連携による治療や不妊・去勢手術にも対応します。

また、預かりボランティア等、保護動物が新しい飼い主へ譲渡されやすい仕組みを整えます。

《実施事業例》

- ・ 保護収容動物の適正な飼養管理（負傷動物の適切な治療措置）
- ・ 動物の返還（飼い主指導の徹底、ホームページの活用）
- ・ 動物の譲渡推進事業（ボランティアとの連携、愛護団体との連携）

4 人獣共通感染症対策・調査研究の拠点

狂犬病をはじめ様々な人と動物の共通感染症（人獣共通感染症）対策の重要性が増しており、狂犬病予防法に基づく検査や解剖を行う機能を担い、医師会、獣医師会等との連携による基礎的な調査研究等が可能となる人獣共通感染症対策の拠点施設として整備します。

《実施事業例》

- ・ 狂犬病疑似患畜の検査や解剖等
- ・ 人獣共通感染症基礎調査事業
- ・ 県民への普及啓発（ホームページ等の活用、啓発展示）

5 災害発生時の動物救護の拠点

ペット同行避難、ペットの一時預かり、救護ボランティア活動など、災害時の動物救護の支援・啓発機能を持ち、災害時に備えた市町村防災担当部局に対する働きかけや訓練を実施するとともに、ペットフードやケージの備蓄等を行います。

《実施事業例》

- ・ 災害時の動物救護本部機能及び協定機関との連携体制の構築
- ・ 平常時の飼い主への普及啓発及び訓練の実施（市町村への技術支援）
- ・ ペットフードやケージの備蓄等
- ・ 災害時の一時避難場所としての機能

第4 動物愛護センター整備運営の方向性

1 保健所等との役割分担（既存施設の活用）

本県は広大な県土を有することから、動物愛護センターの設置により既存施設を合理化するだけでなく、動物愛護センターと既存の動物管理施設がそれぞれの役割を分担し、十分に連携する体制を構築します。

このため、既存の動物管理施設については、統廃合と改修を行ったうえで、効率的な活用を検討することとし、本庁、保健所（振興局）及び動物愛護センターの役割分担は概ね次の図1に示すとおりとします。

特に、県北、県南及び沿岸地域で捕獲や保護された犬猫は、地域で返還譲渡を行うことを原則とし、譲渡適性があるものの当該地域で譲渡できなかったものについては動物愛護センターに移送し、センターで県民への譲渡を行う体制とします（図2参照）。

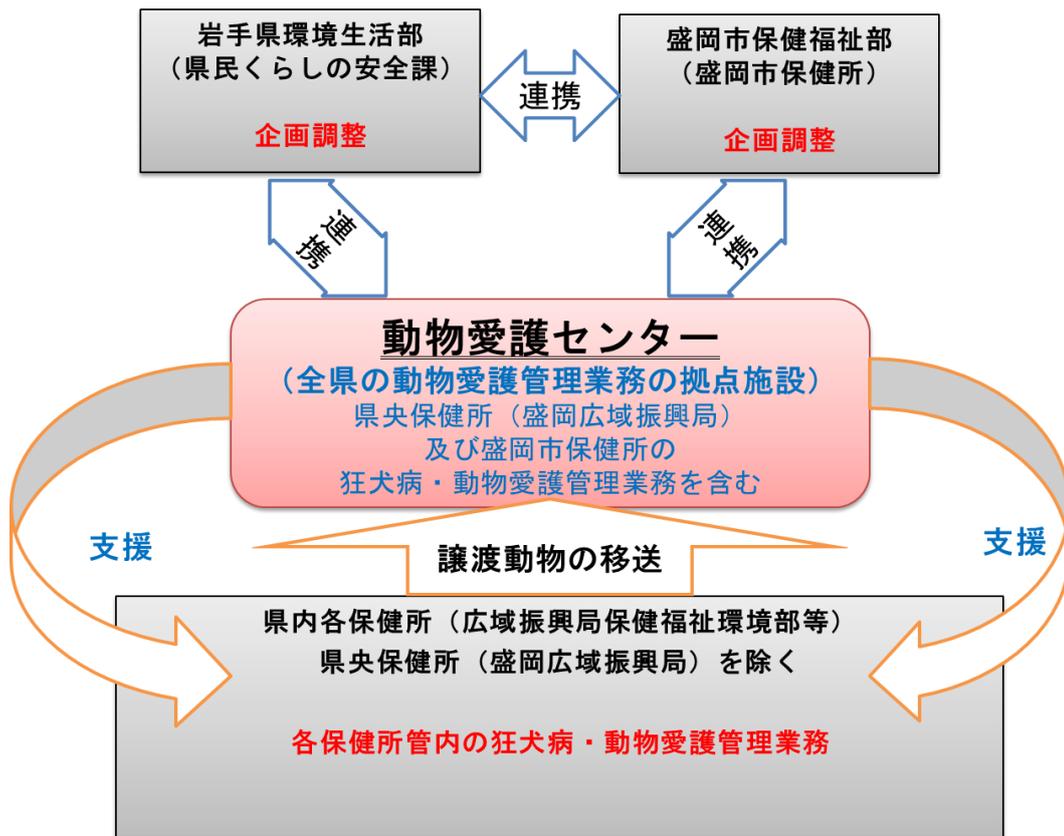


図1 動物愛護センター設置後の業務分担(案)

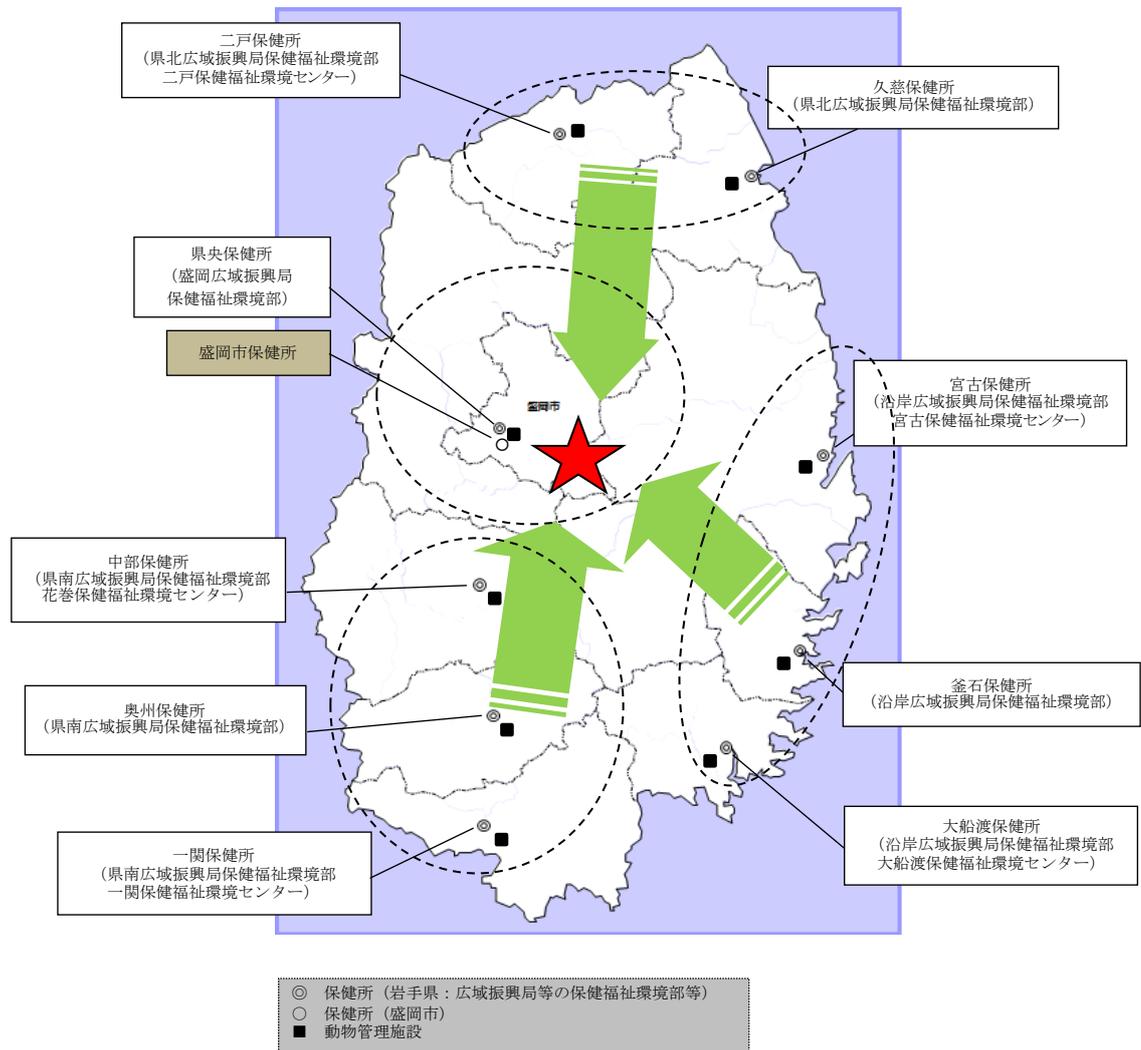


図2 動物愛護管理業務実施機関及び動物管理施設の配置状況

2 運営方法

(1) 公共施設としての運営及び民間活力の導入

公共施設として効率的に運営することとし、公民連携事業や業務委託など民間活力の導入を検討します。

(2) 行政事務の実施

狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務を執り行い、責任を持って飼養動物を管理できる体制とします。さらに、専門的な知識を持った獣医師等の職員を確保し、適切な人員を配置します。

(3) ボランティアとの協働

県民に動物愛護の目的を十分理解してもらう良き機会であることから、動物愛護センターが主体的に募集・育成することとし、一時預かり専門のボランティアやボランティアを仕切るボランティアなど適性に応じた役割を担ってもらうよう、ボランティアの養成に取り組みます。

(4) 県民参加の仕組み

動物愛護センターの設置・運営については、名前の公募や支援の会の会員を募集するなど、広く県民の参加を促す仕組みを工夫します。

3 施設の性格等

県と盛岡市が共同で運営する行政事務を行う公共施設とするが、設置形態や費用負担割合等の細部は今後検討します。

4 設置場所

動物愛護センターの設置場所は、県民・市民の利便性を考慮して盛岡市に設置します。

また、犬の鳴き声による騒音苦情が発生しないことも重要であり、近隣施設への犬の鳴き声について配慮します。

感染症対策として十分な隔離措置等を行った上で、他県でみられるようなアニマルパークなど鳥獣保護施設等の動物関連施設が集合した区域の整備について、可否も含めて検討します。

《想定される要件》

- ・ 県民からわかりやすく、親しみのある場所であること
- ・ 犬、猫の譲渡を推進するため、交通アクセスのよい場所であること
- ・ 教育学習やボランティアの活動拠点となることから、公共交通機関の利用が可能な場所であること
- ・ 保健所からの動物の移送に支障をきたさない場所であること
- ・ 災害発生時の動物救護活動が機能する場所であること

5 施設規模と付帯設備

(1) 施設のコンセプト

- ・ 動物愛護思想や適正飼養の普及啓発の拠点

動物愛護と正しい飼い方の普及啓発に努め、いのちの大切さを伝える施設、動

物との正しい関わり方を学べる施設とします。

・ **動物にやさしい施設**

収容動物の健康管理や応急治療および感染症対策が重要であり、シェルター・メ
ディスン²が実践可能な構造に配慮します。

また、多頭飼育崩壊や災害時の一時預かり等多数の動物が収容される場合におい
ても、十分な収容能力を確保し、収容した動物を長期に飼養し、譲渡を推進できる
快適で衛生的な飼育環境を整備します。

・ **利用しやすい施設**

「愛護啓発・交流ゾーン」、「動物保護・収容ゾーン」、「事務管理ゾーン」の3
つの区域を整備し、来場者の動線を明確にします。

・ **県民・市民が親しみやすい施設**

本県の気候条件や風土に適した構造・材質等を用いて、来場者にとって快適で親
しみやすい空間とするとともに、周辺環境と調和した施設とします。

・ **環境に配慮した施設**

省エネルギー対策を施し、環境負荷の低減を図ります。また、施設内の動物の鳴
き声や臭気、排水、景観等により周辺環境に影響しない施設とし、施設の長寿命化
及び低コスト化を図ります。

(2) **配置施設の想定**

配置する施設として、次の4施設を想定しています。

施設の区分	適用
建物	事務所、愛護啓発及び動物収容の建築物（平屋）
多目的広場	イベント開催等の屋外での普及啓発事業のスペース（芝生）
犬の運動場	収容犬の運動及びしつけ教室等に使用
駐車・駐輪場	来場者用（大型バス、普通車、自転車、バイク）及び職員用

²動物保護施設において、より多くの動物を譲渡するための、感染症予防管理等の獣医療全般。

(3) 必要な諸室の想定（区域ごと）

「愛護啓発・交流ゾーン」

施設名	用 途	機 能				
		普及啓発	適正飼育	生存拡大	感染症	災害
展示学習コーナー	パネル展示、絵本、書籍、教材の展示	○	○	○	○	○
多目的ルーム	譲渡前研修、しつけ方教室、会議、ボランティアの交流等（手洗設備付）	○	○	○	○	○
倉庫	机、イス等物品収納	○	○	○	○	○
犬ふれあいマッチング室	小型犬とのふれあい教室等、譲渡希望者とのマッチング（壁ガラス張り）	○	○	○		
猫ふれあいマッチング室	猫とのふれあい教室等、譲渡希望者とのマッチング（屋内飼育の見本）	○	○	○		

「動物保護・収容ゾーン」

施設名	用 途	機 能				
		普及啓発	適正飼育	生存拡大	感染症	災害
検査・治療室	健康診断、負傷動物の治療、不妊去勢手術、マイクロチップの挿入、採材、検査（手術台、レントゲン室、検査室、薬品庫）		○	○	○	○
車庫・搬入所	収容動物の搬入、車庫			○	○	○
犬検疫室	犬の収容管理、譲渡適性観察（収容能力10頭）			○		○
猫検疫室	猫の収容管理、譲渡適性観察（収容能力20ケージ）			○		○
隔離室	感染症（疑）動物の隔離収容（収容能力犬猫各3頭）			○	○	○
譲渡犬飼育管理室	譲渡犬の収容（収容能力40頭）			○		○
譲渡猫飼育管理室	譲渡猫の収容（収容能力100ケージ）			○		○
トリミング室	収容動物の衛生管理（トリミング等）		○	○		○
シャワー室	手術者等の衛生管理・感染管理			○	○	○
物品庫	収容動物等の飼料、器具等の保管			○	○	○
洗濯室	洗濯			○	○	○

「事務管理ゾーン」

施設名	用 途	機 能				
		普及啓発	適正飼育	生存拡大	感染症	災害
事務室・ 来場者窓口	職員執務室、窓口カウンター	○	○	○	○	○
給湯室	ミニキッチン	○	○	○	○	○
更衣室	職員用（男女別）、ボランティア用	○	○	○	○	○
相談室	動物に関する相談、指導（個人情報保護）	○	○	○	○	○
書庫	書籍、啓発物品等の保管	○	○	○	○	○
災害対策 倉庫	動物救護の物品の備蓄、支援物資の保管			○		○

「その他の付帯設備」

施設名	用 途	機 能				
		普及啓発	適正飼育	生存拡大	感染症	災害
ホール・ 廊下等	共有スペース	○	○	○	○	○
トイレ	来館者、職員用、多目的	○	○	○	○	○
屋外犬 マッチングス ペース	主に中・大型犬とのふれあい教室等、譲渡希望者とのマッチング	○	○	○		
屋外通路	犬とのふれあいスペース	○	○	○		
慰霊碑	亡くなった動物の慰霊	○				

6 整備時期

動物愛護センターの設置については、全国的にも整備が進んでいることから、県民の動物愛護思想が高まる契機となった東日本大震災津波から10年の節目となる平成33年頃を目途に整備することを目指します。

第5 おわりに

今後、この基本構想を基に、岩手県と盛岡市が共同して本県の動物愛護管理行政の推進及び発展に寄与する「動物愛護センター」の整備について、さらに具体の検討をしていきます。

1 動物愛護センター整備検討協議会設置要綱

(設置)

第1条 動物のいのちを守り、動物との関わり方やいのちの尊さを学習する拠点となる施設（以下、「動物愛護センター」という。）を整備するために検討が必要な事項を協議するために「動物愛護センター整備検討協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 動物愛護センターの整備に関する事項
- (2) その他動物愛護センターに関連する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10名以内で構成し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は岩手県環境生活部長が、副会長は盛岡市保健福祉部長が務めることとし、会長は協議会を主宰する。
- 4 会長に職務を果たせない事態が発生した際には、副会長がその職務を代理する。
- 5 委員に欠員が生じた場合は補充委員を置く。

(協議会の招集)

第4条 協議会は、会長が招集するものとする。

- 2 会長は、必要に応じて、関係者に対し、協議会への出席を求め意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第5条 協議会は動物愛護センターの設置に係る具体的な検討を行うため、協議会の下にワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは岩手県環境生活部県民くらしの安全課及び盛岡市保健所の職員で構成する。
- 3 ワーキンググループは県民くらしの安全課総括課長が必要に応じ招集し、これを主宰する。
県民くらしの安全課総括課長が事故あるときは、同課食の安全安心課長がその職務を代理する。
- 4 ワーキンググループには、必要に応じ、第2項に規定するワーキンググループ員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、岩手県環境生活部県民くらしの安全課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年12月20日から施行する。

別表〈第3条関係〉

団体名	職名	団体名	職名
岩手県	環境生活部長	盛岡市	保健福祉部長
	環境生活部副部長		保健福祉部次長
	環境担当技監		盛岡市保健所長
	環境生活部 県民くらしの安全課 総括課長		盛岡市保健所次長
	環境生活部 県民くらしの安全課 食の安全安心課長		盛岡市保健所 生活衛生課長

2 動物愛護管理に関するデータ等

○ 動物行政をめぐる社会情勢の変化及び全国の状況

かつては、動物から人間への危害防止に重点が置かれ、「狂犬病予防法」等により犬の捕獲、殺処分をしていたが、近年の動物愛護の気風の高まりを受け、平成25年に「動物愛護法」が大幅に改正され、終生飼養、犬猫の返還及び譲渡の推進等が明記された。平成26年には、環境省において「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」が発足し、殺処分ゼロが最終目標に掲げられている。

全国的には、効果的・集約的に動物愛護に関する活動を実施するために、動物愛護の啓発や収容動物の適正飼養・譲渡等の機能を持つ「動物愛護センター」が設置されており、譲渡・ふれあい等の拠点として大いに活用されている。東北6県では、本県を除く5県及び仙台市で設置済みである。

なお、近年は香川、宮崎、京都、大分等、府県と保健所設置市等が共同で動物愛護センターを設置する例が増えている。

○ 本県の現状と課題

本県では平成17年「犬による危害等防止条例」を廃止して、「動物の愛護及び管理に関する条例」が議員提案により制定された。

また、動物愛護団体等と連携し、第2次岩手県動物愛護管理推進計画に基づく返還譲渡施策を展開し、一定の成果が得られている。【殺処分数 H17：犬746頭 猫3,973頭⇒H28：犬45頭 猫426頭】

現在、動物愛護管理業務は、県内10ヶ所（盛岡市を含む。）の保健所（振興局保健福祉環境部等）が担っているが、担当職員（獣医師）1～2名及び狂犬病予防技術員兼犬猫引取り員1～2名の配置となっている。既存の収容施設は築30～40年経過し老朽化が進んだ狂犬病予防法に基づく犬抑留所であることから、譲渡・ふれあい等の動物愛護管理施策の実施に適した施設とはなっていないほか、不妊去勢手術や負傷動物の治療を行う施設もない。

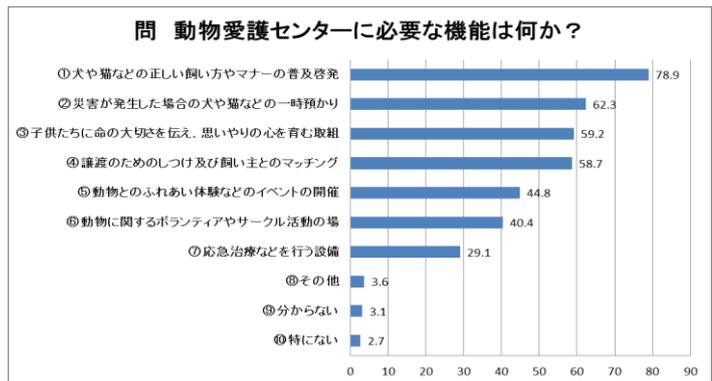
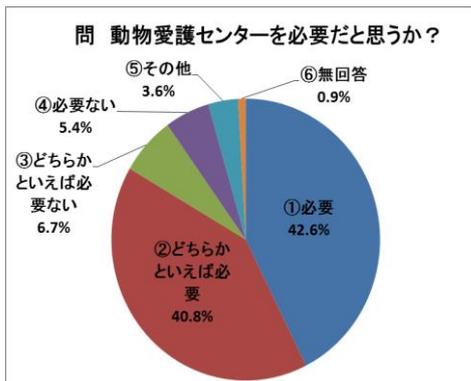
一方、本県では、東日本大震災以降、災害時の動物救護や一時預かりの取組が県民にも周知され、また、犬猫の譲渡数も伸びているなど、動物愛護に関する県民の関心が高まっており、今後の施策推進のために動物愛護センター設置の必要性が認識されつつある。

○ 動物愛護センターに係るアンケート調査結果

岩手県及び盛岡市では、平成28年度から29年度にかけて動物愛護センターに関するアンケート調査を実施した。結果は以下のとおり。

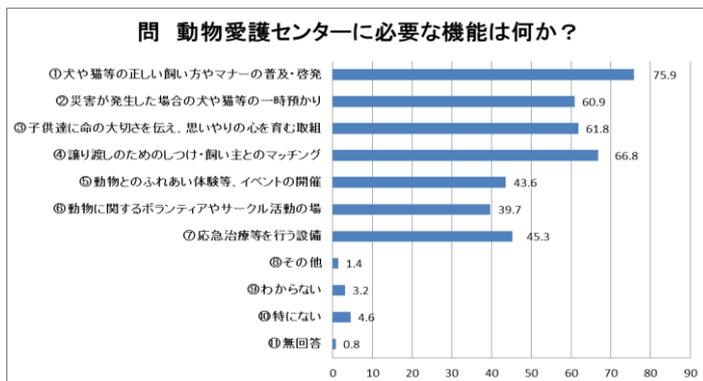
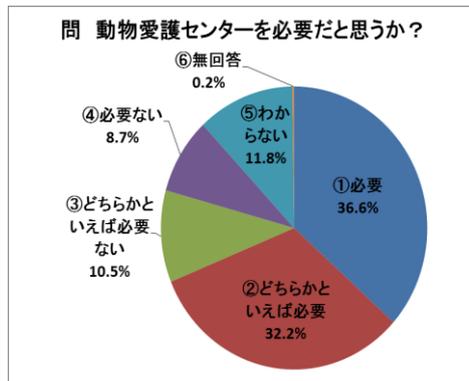
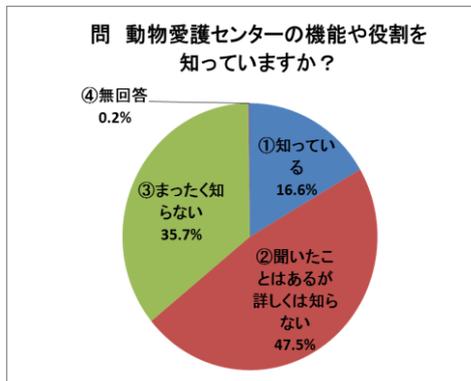
1 岩手県（平成29年度 希望郷いわてモニターアンケート）

調査期間：平成29年6月から7月
 調査方法：調査紙郵送及びインターネット
 調査対象：平成29年度希望郷いわてモニター 278名
 回答者数及び回答率：223名（80.2%）



2 盛岡市（平成28年度 市民アンケート調査）

調査期間：平成28年8月
 調査方法：調査紙郵送
 調査対象：無作為に選抜した18歳以上の市民2,000名
 回答者数及び回答率：849名（42.5%）



岩手県の動物愛護管理業務実績(犬)

項目／年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
総登録頭数 (新規登録数)	81,021 6,145	79,904 5,313	77,255 5,883	75,537 5,575	74,129 5,201	72,152 4,963	69,935 4,980	68,365 4,660	
注射頭数	71,037	69,274	65,298	65,073	64,080	62,212	60,651	59,271	
(注射率: %)	87.70%	86.70%	84.50%	86.10%	86.40%	86.2%	86.7%	86.7%	
捕獲頭数 A	442	351	262	240	253	309	232	279	
引取り 頭数	所有者 B	318	286	255	204	156	69	63	24
	所有者不明 C	106	117	120	92	125	35	40	8
	合計 D	424	403	375	296	281	104	103	32
負傷動物収容頭数 E	9	11	7	5	9	12	6	6	
返還頭数 F	200	197	182	169	172	186	142	142	
(返還率: %) F/(A+C+E)	35.9%	41.1%	46.8%	50.1%	44.4%	52.2%	51.1%	48.5%	
譲渡頭数 G	216	167	119	119	147	134	146	116	
(譲渡率: %) G/(A+D+E-F)	32.0%	29.4%	25.8%	32.0%	39.6%	56.1%	73.4%	66.3%	
殺処分頭数 A+D+E-F-G	459	401	343	281	224	105	55	45	
(殺処分率: %) (A+D+E-F-G)/(A+D+E-F)	68.0%	70.6%	74.2%	68.0%	60.4%	43.9%	27.6%	25.7%※	
咬傷事故件数	59	45	46	55	60	60	58	59	
苦情件数	786	734	639	658	619	688	562	567	

※年度を超えて飼養保管している個体がいることから、譲渡率+殺処分率=100%にはならず

岩手県の動物愛護管理業務実績(猫)

項目／年度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
引取り 頭数	所有者 A	686	782	618	829	596	525	323	194
	所有者不明 B	1,277	1,207	1,130	1,127	1,130	690	505	533
	合計 C	1,963	1,989	1,748	1,956	1,726	1,215	828	727
負傷動物収容頭数 D		44	31	15	47	57	61	78	101
返還頭数 E		3	4	2	4	10	8	8	17
(返還率:%) E/(B+D)		0.2%	0.3%	0.2%	0.3%	0.9%	1.2%	1.4%	2.7%
譲渡頭数 F		104	58	82	82	125	180	228	372
(譲渡率:%) F/(C+D-E)		5.2%	2.9%	4.7%	4.1%	7.1%	14.2%	25.4%	45.9%
殺処分頭数 C+D-E-F		1,900	1,958	1,679	1,917	1,648	1,088	676	426
(殺処分率:%) (C+D-E-F)/(C+D-E)		94.8%	97.1%	95.3%	95.9%	92.9%	85.8%	75.2%	52.5%※
苦情件数		210	354	227	284	300	460	530	551

※年度を超えて飼養保管している個体がいることから、譲渡率+殺処分率=100%にはならず